

### 1. 策定経過

- (1) 三郷市農政審議会への諮問
- (2) 三郷市農政審議会からの答申
- (3) 三郷市農政審議会委員名簿
- (4) 三郷市農政審議会条例
- (5) 計画策定の経過
  - 1) 策定経過
  - 2) 意識調査
  - 3) 三郷市農政審議会
  - 4) 三郷市都市農業振興基本計画
  - 5) 意見交換
  - 6) パブリック・コメント

### 2. 用語の説明

## 1. 策定経過

### (1) 三郷市農政審議会への諮問

三農発第262号  
令和5年7月20日

三郷市農政審議会会長 様

三郷市長 木津 雅晟



三郷市都市農業振興基本計画について（諮問）

今後の三郷市農業行政の進むべき方向とその実現の方策を明らかにするため、三郷市農政審議会条例第2条の規定により、三郷市都市農業振興基本計画の策定について、調査及び審議くださるよう諮問いたします。

(2) 三郷市農政審議会からの答申

令和6年1月24日

三郷市長 木津雅晟様

三郷市農政審議会  
会長 島根英雄



三郷市都市農業振興基本計画について（答申）

令和5年7月20日付三農発第262号で諮問のあった三郷市都市農業振興基本計画について、当審議会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

三郷市都市農業振興基本計画については、本市の農業の将来像を実現するための指針として妥当と認めます。

- ・計画を策定するだけでなく、是非とも実行につなげるよう努められたい。
- ・農業が果たす多様な役割を十分に発揮させていくよう努められたい。
- ・数値目標につきましては、その数値に近づけるよう努められたい。

### (3) 三郷市農政審議会名簿

令和5年7月31日まで

NO	委員名	選出母体	備考
1	石井 昌明	農業委員	三郷市農業委員会
2	○鶴岡 千鶴子	農業委員	三郷市農業委員会
3	澁谷 浩行	農業協同組合	さいかつ農業協同組合
4	◎島根 英雄	農業共済組合	埼玉東部農業共済組合
5	中村 太地	市内の各種農業団体	三郷市農業青年会議所
6	島根 和政	市内の各種農業団体	三郷洋菜出荷組合
7	加藤 みつ子	知識経験を有する者	早稲田ふれあい会
8	鈴木 敏弘	知識経験を有する者	認定農業者
9	中川 富保子	市内の各種農業団体	商工会女性部
10	橋本 健一	知識経験を有する者	県職員 (春日部農林振興センター)

◎会長 ○会長職務代理

令和5年8月1日から

NO	委員名	選出母体	備考
1	○秋谷 直邦	農業委員	三郷市農業委員会
2	大熊 陽子	農業委員	三郷市農業委員会
3	加藤 正	農業協同組合	さいかつ農業協同組合
4	◎島根 英雄	農業共済組合	埼玉東部農業共済組合
5	中村 太地	市内の各種農業団体	三郷市農業青年会議所
6	島根 和政	市内の各種農業団体	三郷洋菜出荷組合
7	加藤 みつ子	知識経験を有する者	早稲田ふれあい会
8	鈴木 敏弘	知識経験を有する者	認定農業者
9	中川 富保子	市内の各種農業団体	商工会女性部
10	橋本 健一	知識経験を有する者	県職員 (春日部農林振興センター)

◎会長 ○会長職務代理

#### (4) 三郷市農政審議会条例

昭和 47 年 3 月 24 日

条例第 14 号

##### (設置)

第 1 条 三郷市の農政に関する必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、三郷市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、農政に関する必要な事項を調査し、及び審議する。

##### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者又は組織に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業共済組合
- (4) 市内の各種農業団体
- (5) 知識経験を有する者

##### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

##### (任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 委員定数の 3 分の 1 以上の者から招集の要求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の場合、会長は表決に加わることができない。

(専門委員)

第 7 条 専門事項の調査をするため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、地域振興部農業振興課において処理する。

(審議会への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 29 日条例第 5 号)抄

1 この条例は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 23 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 16 日条例第 1 号)抄

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 18 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に委員である者は、この条例施行の日に委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 16 年 1 月 20 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 16 日条例第 32 号)

この条例は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 26 日条例第 26 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 20 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 13 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 16 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 16 日条例第 20 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 9 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## (5) 計画策定の経過

### 1) 策定経過

実施日・実施期間	内 容
令和4年11月27日	消費者アンケートの実施
令和5年1月30日	農業者アンケートの実施（郵送による配布・回収）
令和5年7月20日	第1回 三郷市農政審議会
令和5年7月27日	第1回 三郷市都市農業振興基本計画策定委員会
令和5年8月21日	三郷市都市農業振興基本計画 意見交換会
令和5年8月25日	第2回 三郷市都市農業振興基本計画策定委員会
令和5年9月7日	第2回 三郷市農政審議会
令和5年11月27日 ～令和5年12月26日	パブリック・コメント
令和6年1月24日	第3回 三郷市農政審議会



## 2) 意識調査

### 農業者意識調査の概要

#### ■ 調査の目的

三郷市における農業の状況、農業経営に関する意向等を把握することにより、都市農業振興基本計画策定の基礎資料とする。

#### ■ 調査方法

調査方式：郵送回収方式

対象者：30a以上の農地を所有する農業者

配布回収数：令和5年1月30日（月）に調査票を500戸に配布、252戸を回収し、回収率は50.4%、そのうち40戸より自由回答を得る。

#### ■ 調査内容

農業経営の状況：農業者の年齢、耕作状況、世帯の農業従事者数、農業経営面積、主要生産農産物、販売方法

農業経営の将来：経営意向、販売方法、経営方法

農業の担い手：後継者の状況、労働力確保の方法

これからの都市農業：地産地消、住民とのふれあい、農業振興策

### 消費者意識調査の概要

#### ■ 調査の目的

消費者の三郷市農業及び農地に関する意識と意向を把握することにより、都市農業振興基本計画策定の基礎資料とする。

#### ■ 調査方法

調査方式：対面アンケート配布方式

調査日：令和4年11月27日（日）

対象者：ららぽーと新三郷 屋内広場来場者

配布回収数：300人

#### ■ 調査内容

三郷農産物への意識：農産物の購入先、農産物購入の目安、産地の考え方、三郷産新特産物の印象

地産地消に必要な取組：直売所の利用状況と利用動機、地産地消の取組内容

農業体験：農業体験意向、農業体験の内容

これからの農業・農地：農業振興対策、農地保全意向、学校教育における農業活動への意向

### 3) 三郷市農政審議会

実施日	内 容
令和5年7月20日	第1回 三郷市農政審議会 1) 三郷市都市農業振興基本計画について（諮問） 2) 三郷市都市農業振興基本計画（素案）について
令和5年9月7日	第2回 三郷市農政審議会 三郷市都市農業振興基本計画（素案）の修正内容について
令和6年1月24日	第3回 三郷市農政審議会 1) パブリック・コメント手続の実施報告 2) 三郷市都市農業振興基本計画についての答申書（案）について

### 4) 三郷市都市農業振興基本計画策定委員会

実施日	内 容
令和5年7月27日	第1回 三郷市都市農業振興基本計画策定委員会 1) 三郷市都市農業振興基本計画について 2) 計画策定スケジュールについて 3) 三郷市都市農業振興基本計画（素案）について
令和5年8月25日	第2回 三郷市都市農業振興基本計画策定委員会 1) 前回からの指摘事項及び基本計画素案の修正内容について

### 5) 意見交換

実施日	内 容
令和5年8月21日	農業生産者との意見交換会 ・参加団体：5団体 南農塾、早稲田営農研究会、三郷直売研究会 彦成クローバー、桜会 ・内 容：三郷市都市農業振興基本計画（素案）を提示し、三郷市農業の現状及び今後の取組について意見交換を行った。

## 6) パブリック・コメント

実施期間	令和5年11月27日（月）～令和5年12月26日（火）
意見提出数	0件
公表場所	農業振興課（市役所2階）、市政情報コーナー（市役所4階）、文化会館、各図書館、各文化センター、コミュニティセンター、瑞沼市民センター、ららほつとみさと、世代交流館ふれあいパーク、ピアラシティ交流センター、希望の郷交流センター、三郷中央におどりプラザ、市ホームページ
提出方法	市ホームページまたは、公表場所に備え付けの提出用紙を郵送か FAX または直接農業振興課の窓口へ提出
内容	三郷市都市農業振興基本計画（素案）について、市民の対象とするパブリック・コメント（意見公募手続）を実施した。

## 2. 用語の説明

用語	意味
あ行	
いでんしくみかえのうさんぶつ 遺伝子組換え農産物	別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせる技術を用いて開発された作物及びこれを原料とする加工食品をいう。
うね売り	農家が栽培した作物の決められた区画を購入者が自ら収穫すること。
か行	
かんこうのうえん 観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験、又はほ場を鑑賞させることができる農園をいう。
ぎゃっぷが にんしよせいど GAP 認証制度	より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を GAP(ギャップ)といい、その取組を第三者が審査し、証明する認証制度のこと。
けいえいこうちめんせき 経営耕地面積	農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と、耕作放棄地を除いたもの（自作地）に、借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
へんしゆのうさんぶつ ゲノム編集農産物	酵素等を用いてゲノム上の特定の箇所を切断し、遺伝子構造を改変することで、効率的に品種改良が行われた農産物のこと。
げんたんせいさく 減反政策	米の生産過剰を防ぐために、国が農家に作付面積を削減させる政策で、1970年代から半世紀近く続いたが、平成 30 年（2018 年）に廃止された。
さ行	
しがいかくいき 市街化区域	都市計画法において、都市計画区域として指定された区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設、ならびに面的な整備を行うことにより積極的に整備・開発を行っていく区域をいう。
じきゆうてきのうか 自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 1 年間に 50 万円未満の農家をいう。
しみんのうえん 市民農園	地域住民が、農地の一部を借りて、野菜や花などを栽培することができる農園をいう。
しゅぎようけいいたい 主業経営体	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
じゆんしゅぎようけいいたい 準主業経営体	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
じゆんのうそんちいき 純農村地域	都市近郊農村以外の農村地域のこと。
しよくいく 食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
のうぎよう スマート農業	ロボット、AI（人工知能）、IoT（コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続し、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計

用語	意味
せいさんりよくち 生産緑地	測などを行うこと) など先端技術を活用した農業のこと。 市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。
た行	
たいけんのうえん 体験農園	市民が、観光農園や市民農園などで農作業の体験ができる農園をいう。
ちさんちしやう 地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組をいう。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて、6次産業化にもつながるもの。
としのうぎやう 都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
な行	
にんていのうぎやうしや 認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。この制度で認定機関から認定を受けた農業者をいう。
のうか 農家レストラン	農家が自ら生産した農作物や、地域の食材を使った料理を提供する事業のこと。
のうりんぎやう 農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。
は行	
はんのうはんえつす 半農半X	農業収入の他に、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイルのこと。
はんばいのうか 販売農家	経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
ふくぎやうてきけいえいたい 副業的経営体	1 年間に、60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
ま行	
みどりのがっこう しぎやう みどりの学校ファーム事業	学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとした埼玉県取組で、埼玉県では J A グループさいたまと連携して、学校ファームの取組を支援している。
や行	
ゆうきゆうのうち 遊休農地	現在、農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地、もしくは、農地ではあるけれども周辺の農地と比較した場合に利用の程度が著しく低い土地をいう。
ら行	
れんさくしやうがい 連作障害	同じ畑に同じ種類、同じ科の野菜などの作物をつくり続けていると、連作に起因する何らかの理由（主として土壌に関係する理由）により、その種や科に多い害虫や病気が出やすくなり、土の養分も偏りが出てくるため、次第に生育不良となっていく現象をいう。

用語	意味
<small>ろくじさんぎようか</small> <b>6次産業化</b>	<p>農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林漁業者と第2次・第3次産業の融合等を通じて、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出といった新たな取組を通じて付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内に雇用と所得を確保しようとする事。</p>